

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和６年４月１日現在）

<行政職給料表>

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	276	12.8	事務員 保育士 技術員 保健師 管理栄養士 計	186 37 23 27 3 276	276	12.8	事務員級
2 級	高度な知識又は経験を必要とする職務	396	18.3	書記 技手 再任用短時間 計	300 95 1 396	396	18.3	書記級
3 級	特に高度の知識又は経験を必要とする職務	626	28.9	主事 技師 再任用フルタイム 再任用短時間 計	416 119 54 37 626	626	28.9	主事級
4 級	(1) 係長又は主任の役名が冠せられた職員が従事する職務 (2) 各事業所の長のうち 6 級の項第 2 号及び 7 級の項第 2 号の長以外の長の職務	605	28.0	係長 動物愛護センター所長 保育所長 環境監視センター所長 主任 総括 計	534 1 15 1 32 22 605	605	28.0	主任・係長級
5 級	課長補佐の役名が冠せられた職員が従事する職務	21	1.0	課長補佐 総括 計	17 4 21	21	1.0	課長補佐級
6 級	(1) 課長の役名が冠せられた職員が従事する職務 (2) 各事業所の長のうちその職務が困難な事務又は業務を行うものであるものの当該職務 (3) 委員会等の各事務局（以下「各事務局」という。）の長のうち 7 級の項第 3 号及び 8 級の項第 2 号の長以外の長の職務	167	7.7	課長 次長 参事 阪急塚口サービスセンター所長 衛生研究所長 クリーンセンター所長 歴史博物館長 中央図書館長 事務長 計	154 2 3 1 1 1 1 1 3 167	167	7.7	課長級
7 級	(1) 部長の役名が冠せられた職員が従事する職務 (2) 各事業所の長のうちその職務が特に困難な事務又は業務を行うものであるものの当該職務 (3) 各事務局の長のうちその職務が困難な事務又は業務を行うものであるものの当該職務	55	2.5	部長 次長 室長 会計管理者 地域振興センター所長 保健福祉センター所長 子どもの育ち支援センター所長 地方卸売市場長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 消防署長 教育総合センター所長 再任用フルタイム（参与） 計	33 2 1 1 6 2 1 1 1 1 4 1 1 55	55	2.5	部長級
8 級	(1) 局長の役名が冠せられた職員が従事する職務 (2) 各事務局の長のうちその職務が特に困難な事務又は業務を行うものであるものの当該職務	17	0.8	理事 局長 議会事務局長 教育次長 参与 計	1 10 1 2 3 17	17	0.8	局長級
合計		2,163	100.0					

※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはなりません。

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和６年４月１日現在）

<教育職給料表（一）>

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
１級	(1) 市立高等学校の助教諭、養護助教諭、実習助手又は講師である職員が従事する職務	56	31.6	講師	46	56	31.6	講師級
	実習助手			10				
２級	市立高等学校の教諭又は養護教諭である職員が従事する職務	109	61.6			109	61.6	教諭級
				教諭	90			
				養護教諭	2			
				再任用フルタイム	14			
３級	市立高等学校の主幹教諭である職員が従事する職務	6	3.4	再任用短時間	3	6	3.4	主幹教諭級
				主幹教諭	6			
４級	市立高等学校の教頭である職員が従事する職務	4	2.3			4	2.3	教頭級
				教頭	4			
５級	市立高等学校の校長である職員が従事する職務	2	1.1			2	1.1	校長級
				校長	2			
	合計	177	100.0					

※構成比は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和６年４月１日現在）

<教育職給料表（二）>

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
１級	市立幼稚園の助教諭、養護助教諭又は講師である職員が従事する職務	21	35.0	講師	21	21	35.0	講師級
				計	21			
２級	市立幼稚園の教頭、教諭又は養護教諭である職員が従事する職務	30	50.0	教頭	9	30	50.0	教諭級
				教諭	17			
				養護教諭	4			
				計	30			
３級	市立幼稚園の園長である職員が従事する職務	9	15.0	園長	9	9	15.0	園長級
				計	9			
	合計	60	100.0					

※構成比は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和６年４月１日現在）

< 消防職給料表 >

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
１級	消防士の階級にある職員が従事する職務	88	19.4	消防士	88	88	19.4	消防士
				計	88			
２級	消防士長の階級にある職員が従事する職務	125	27.5	消防士長	125	125	27.5	消防士長
				計	125			
３級	消防司令補の階級にある職員が従事する職務	154	33.9	主任 再任用短時間	149 5	154	33.9	主任
				計	154			
４級	消防司令の階級にある職員が従事する職務（５級の項に掲げる職務を除く。）	71	15.6	係長 消防出張所長	65 6	71	15.6	係長級
				計	71			
５級	消防司令の階級にある職員が従事する職務で、高度な技能又は経験を必要とするもの	0	0.0		0	0	0.0	課長補佐
				計	0			
６級	消防司令長の階級にある職員が従事する職務	16	3.5	課長 指揮司令長 指令官 副署長 消防分署長	5 2 2 4 3	16	3.5	課長級
				計	16			
	合計	454	99.9					

※構成比は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

<医療職給料表>

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	係長の役名が冠せられた職員が従事 する職務	0	0.0		0	0	0.0	係 長 級
				計	0			
2 級	課長の役名が冠せられた職員が従事 する業務	1	33.3	参事	1	1	33.3	課 長 級
				計	1			
3 級	部長の役名が冠せられた職員が従事 する業務	2	66.7	部長 保健所長	1 1	2	66.7	部 長 級
				計	2			
4 級	局長の役名が冠せられた職員が従事 する業務	0	0.0		0	0	0.0	局 長 級
				計	0			
	合計	3	100.0					

※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和６年４月１日現在）

<技能労務職給料表>

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	技能員、自動車運転手、作業員、調理師又は校務員の職務名が冠せられた技能労務職員が従事する職務（以下「技能員等の職務」という。）で定型的なもの	0	0.0			0	0.0	1 級 作業員級
				計	0			
2 級	技能員等の職務で高度の技能又は経験を必要とするもの	0	0.0			0	0.0	2 級 作業員級
				計	0			
3 級	技能員等の職務で特に高度の知識又は経験を必要とするもの	162	73.0	技能員 自動車運転手 作業員 調理師 校務員 再任用フルタイム	14 39 6 27 34 42	162	73.0	3 級 作業員級
				計	162			
4 級	技能長等の職務又は作業主任の職務名が冠せられた技能労務職員が従事する職務	60	27.0	技能長 作業主任 作業長	1 22 37	60	27.0	主任・係長級
				計	60			
	合計	222	100.0					

※構成比は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和６年４月１日現在）

< 尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第４条第１項に規定の給料表 >

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0.0			0	0.0	－
				計	0			
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	0	0.0			0	0.0	－
				計	0			
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0			0	0.0	－
				計	0			
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0			0	0.0	－
				計	0			
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	1	50.0	係長	1	1	50.0	係長級
				計	1			
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	1	50.0	理事	1	1	50.0	局長級
				計	1			
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0.0			0	0.0	－
				計	0			
	合計	2	100.0					

※等級の欄には、上記給料表に規定の号給を、等級別基準職務表に規定する基準となる職務の欄には、当該号給の区分に応じ、上記条例第４条第２項各号に定める場合を記載しています。

※構成比は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和６年４月１日現在）

<企業一般職給料表>

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
１級	定型的な業務を行う職務	9	3.9	事務員 技術員	2 7	9	3.9	事務員級
				計	9			
２級	高度な知識又は経験を必要とする職務	26	11.3	書記 技手	9 17	26	11.3	書記級
				計	26			
３級	特に高度の知識又は経験を必要とする職務	92	40.0	主事 技師 再任用フルタイム 再任用短時間	30 46 13 3	92	40.0	主事級
				計	92			
４級	係長又は主任の役名が冠せられた職員が従事する職務	77	33.5	係長 主任	55 22	77	33.5	主任・係長級
				計	77			
５級	課長補佐の役名が冠せられた職員が従事する職務	4	1.7	課長補佐	4	4	1.7	課長補佐級
				計	4			
６級	課長又は所長の役名が冠せられた職員が従事する職務	18	7.8	課長 浄水センター所長 下水センター所長	16 1 1	18	7.8	課長級
				計	18			
７級	部長の役名が冠せられた職員が従事する職務	4	1.7	次長 部長	1 3	4	1.7	部長級
				計	4			
８級	次長の役名が冠せられた職員が従事する職務	0	0.0			0	0.0	局長級
				計	0			
	合計	230	99.9					

※構成比は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

○ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

<企業技能労務職給料表>

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名等	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	技能員、自動車運転手、作業員、 サービス員、電機操作員の職務名が 冠せられた技能労務職員が従事する 職務（以下、「技能員等の職務」と いう。）で定型的なもの	0	0.0			0	0.0	1 級作 業員 級
				計	0			
2 級	技能員等の職務で高度な知識又は経 験を必要とするもの	0	0.0			0	0.0	2 級作 業員 級
				計	0			
3 級	技能員等の職務で特に高度の知識又 は経験を必要とするもの	6	54.5	技能員 作業員 再任用フルタイム	3 2 1	6	54.5	3 級作 業員 級
				計	6			
4 級	作業長等の職務又は作業主任の職務 名が冠せられた技能労務職員が従事 する職務	5	45.5	作業長 作業主任	1 4	5	45.5	主任・ 係長級
				計	5			
	合計	11	100.0					

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。